

議案第36号

湯梨浜町営国民宿舎水明荘事業設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

次のとおり、湯梨浜町営国民宿舎水明荘事業設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和6年3月4日提出

湯梨浜町長 宮 脇 正 道

湯梨浜町条例第 号

湯梨浜町営国民宿舎水明荘事業設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

湯梨浜町営国民宿舎水明荘事業設置及び管理に関する条例（平成16年湯梨浜町条例第190号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
（施設の名称及び規模）			（施設の名称及び規模）		
第5条 水明荘事業の用に供する施設の名称及びその規模は、次のとおりとする。			第5条 水明荘事業の用に供する施設の名称及びその規模は、次のとおりとする。		
施設の名称	規模		施設の名称	規模	
	施設の内容	収容定員		施設の内容	収容定員
国民宿舎 水明荘	客室（和室）	23室	国民宿舎	客室（和室）	23室
	同（洋室）	<u>12室</u>	水明荘	同（洋室）	<u>16室</u>
	同（身障者用）	1室		同（身障者用）	1室
				同（小和洋室）	<u>1室</u>
	大ホール	1室		大ホール	1室
	レストラン	1室		レストラン	1室
	宴会場（大広間）	1室		<u>郷土料理店</u>	<u>1室</u>
	同（中広間）	1室		宴会場（大広間）	1室
	同（小広間）	1室		同（中広間）	1室
	結婚式場兼会議室	1室		同（小広間）	1室
	写真場兼会議室	1室		結婚式場兼会議室	1室
	カラオケルーム兼会議室	1室		写真場兼会議室	1室
	会議室	<u>2室</u>		カラオケルーム兼会議室	1室
	浴室	6室		会議室	<u>1室</u>
			リラックスルーム	<u>1室</u>	
			浴室	6室	

(利用料及び手数料)

第6条 国民宿舎水明荘の利用料及び手数料は、次に掲げる金額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額とする。

(1) 利用料

ア 宿泊室料 1人15,000円以内。ただし、支配人の定める時期においては、シーズン料金として大人2,000円以内、小学校児童1,000円以内で加算することができる。

イ 各室利用料 大ホール1日64,000円以内、宴会場（大広間）1日64,000円以内、会議室1日36,000円以内、宴会場（中広間）1日32,000円以内、宴会場（小広間）1日24,000円以内、客室（和室）1日16,000円以内。ただし、飲食を目的とした各室利用料については減額し、又は免除することができる。

ウ 休憩料 1人1日1,500円以内

(2) 手数料 レストラン以外に配膳する場合の手数料は、その配膳した飲食料の1割以内とする。

(3) 略

(利用料及び手数料)

第6条 国民宿舎水明荘の利用料及び手数料は、次に掲げる金額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額とする。

(1) 利用料

ア 宿泊室料 1人1万円以内。ただし、支配人の定める時期においては、シーズン料金として大人2,000円以内、小学校児童1,000円以内で加算することができる。

イ 各室利用料 大ホール1日3万5,000円以内、宴会場（大広間）1日3万円以内、会議室1日1万6,000円以内、宴会場（中広間）1日1万5,000円以内、客室（和室）1日7,000円以内。ただし、飲食を目的とした各室利用料については減額し、又は免除することができる。

ウ 休憩料 1人1日1,000円以内

(2) 手数料 レストラン及び郷土料理店のカウンター席以外に配膳する場合の手数料は、その配膳した飲食料の1割以内とする。

(3) 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和6年6月30日までに成約した施行日以後の利用料及び手数料についてはこの条例による改正後の湯梨浜町営国民宿舎水明荘事業設置及び管理に関する条例第6条の規定を適用する。